

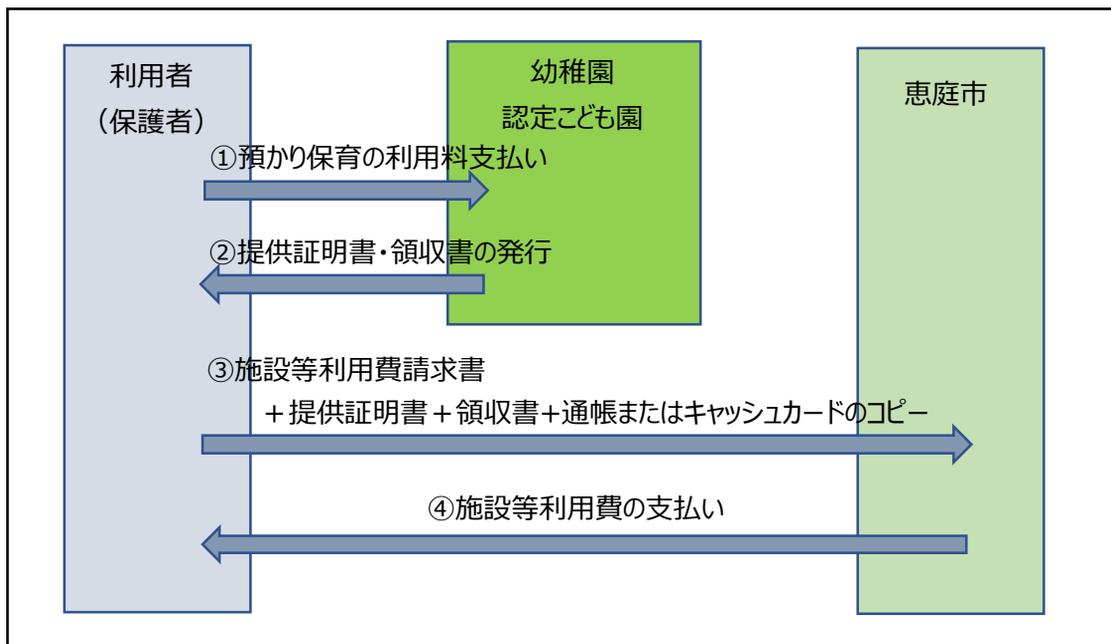
施設等利用費の請求方法について

施設等利用給付（新2・3号）認定を受けている方の、預かり保育利用料の請求方法についてご案内いたします。

請求手続きの流れ

施設等利用費（預かり保育利用料）の請求方法は以下の流れとなります。

- ①利用者から幼稚園・認定こども園に対して利用料の支払い
- ②幼稚園・認定こども園から「提供証明書」、「領収書」を受け取る
- ③「施設等利用費請求書」、「提供証明書」、「領収書」、「通帳またはキャッシュカードのコピー」の4点を恵庭市へ提出（四半期ごとに3ヶ月分を請求）
- ④恵庭市（幼児保育課）で請求書等を確認し、利用者の指定口座へ振り込み



<注意事項>

- ・提供証明書や領収書を幼稚園・認定こども園から受け取った際には金額等を確認し、誤り等がある場合は各園へご確認ください。
- ・提出された書類に基づき請求内容を審査のうえ、給付額を決定し保護者宛てに決定通知書を送付いたします。審査の結果、請求額と支給(振込)額が異なることがありますので決定通知書をご確認し、ご不明点等あれば、幼児保育課にお問い合わせください。

支給額について

利用料と月の上限額を比較し、低い金額が支給額となります。
(月の上限額については、利用日数×450円または11,300円の低い金額)

事例1	事例2	事例3
【条件】 ・ 預かり利用料：400円/日 ・ 利用日数：20日	【条件】 ・ 預かり保育料：200円/時間 ・ 利用日数：20日（1日3時間）	【条件】 ・ 預かり保育料：10,000円/月 ・ 利用日数：15日
Ⓐ 上限額 450円×20日=9,000円	Ⓐ 上限額 450円×20日=9,000円	Ⓐ 上限額 450円×15日=6,750円
Ⓑ 預かり保育料 400円×20日=8,000円	Ⓑ 預かり保育料 200円×3時間×20日=12,000円	Ⓑ 預かり保育料 10,000円
請求額 Ⓐ9,000円>Ⓑ8,000円のため	請求額 Ⓐ9,000円<Ⓑ12,000円のため	請求額 Ⓐ6,750円<Ⓑ10,000円のため
8,000円を支給	9,000円を支給	6,750円を支給

※新3号認定の方は月の上限額が、16,300円となります。

よくある質問

- Q. 提供証明書や領収書は原本を添付しなければならないのか？
- A. 領収書についてはコピーでも可能ですが、提供証明書については原本の添付が必要です。
- Q. 請求書の締め切り日や支払日等の日程は決まっているのか？
- A. 四半期ごとに三ヶ月分を恵庭市に請求することとなります。
支払い日等の日程につきましては、恵庭市のホームページで随時ご案内させていただきます。
- Q. 2回目以降の請求時にも通帳のコピーは必要なのか？
- A. 2回目以降の請求時には、請求書内の振込先の記載や通帳・キャッシュカードのコピーの添付は不要です。また、2回目以降の請求時に振込先口座が変更となる場合は必ず振込先の記載や通帳等のコピーの添付は必要となります。

問合せ先：恵庭市子ども未来部幼児保育課

TEL:0123-33-3131（内線1251）

恵庭市公式ホームページ:<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>